

平 29 . 11 . 20  
総 1 6 - 2

# 参 考 資 料

# 目 次

- 税務手続の電子化等の推進（国税関係） ..... 1
- 税務手続の電子化等の推進（地方税関係） ..... 20
- 個人所得課税の見直し（所得税関係） ..... 33
- 個人所得課税の見直し（個人住民税関係） ..... 52

# 税務手続の電子化等の推進 (国税関係)

# 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)

## 第2 具体的施策

### II Society 5.0 に向けた横割課題

#### B. 価値の最大化を後押しする仕組み

#### 2. 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進

##### (2) 新たに講ずべき具体的施策

今後は、規制等の趣旨を十分に尊重しつつも、行政目線の「行政手続」から事業者目線の「公共サービス」に発想を大きく転換し、最新のIT技術と法人番号、マイナンバーなどの新たな制度を最大限活用しながらあらゆる手続を見直して、省庁横断的に利用者の利便性の向上に取り組むことが不可欠である。

具体的には、諸外国の状況も踏まえつつ、単に現行手続をオンライン手続に置き換えるのではなく、あらゆる領域において、同じ目的又は同じ内容の申請・届出等の書式・様式を共通化するとともに、政府内の情報共有により一度提出した情報は二度と求めないこと(ワンスオンリー)を横串原則とする見直しを実施する。さらに、複数の機関に対する同様の書類の手続が求められる法人設立、社会保険料納付等においては電子手続の一元化(ワンストップ化)を図る。また、税務手続においては、電子申告等における国・地方間の情報連携を徹底する。ビッグデータやAI といった技術革新に合わせて行政手続をも革新させ、事業者側及び行政側双方にとって効率的・効果的な制度・手続を構築する。さらに、我が国の事業環境改善に必要な課題や解決のための手法について、諸外国でできていることがなぜ日本でできないのか、という観点から、不断に検討する。事業者目線での規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進を通じ「世界で一番企業が活動しやすい国」を実現する。

# 「税務行政の将来像」 ～ スマート化を目指して～

## 環境の変化

ICT・AIの進展

マイナンバー制度の導入

経済取引のグローバル化

定員の減少と申告の増加

調査・徴収の複雑・困難化

## 検討の目的

納税者の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくため、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、それに向けて着実に取り組んでいくことが重要。

## 将来像

### スマート税務行政

(ICTの活用による納税者の利便性の向上と事務運営の最適化を通じ、納税者の信頼を確保)



ICT社会への  
的確な対応

税務手続の  
抜本的な  
デジタル化

税務署に  
出向かず簡便  
に手続が完了



納税者の利便性の向上  
(スムーズ・スピーディ)



カスタマイズ型の情報配信

税務相談の自動化

申告・納付のデジタル化の推進

課税・徴収の効率化・高度化  
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

軽微な誤りのオフサイト処理

調査・徴収でのAI活用



重点課題への  
的確な取組

国際的租税回避  
への対応

富裕層に対する  
適正課税の確保

大口・悪質事案  
への対応

情報システムの高度化

内部事務の集中処理

地方公共団体等との連携・協調

※ この将来像は、情報システムの高度化、外部機関の協力を前提として、現時点で考えられるおおむね10年後のイメージを示したものである。その実現に向けては、e-Taxの使い勝手の改善等を通じた申告・納付のデジタル化の推進により、納税者の利便性の向上とともにデータ基盤の充実を図り、AI技術等を取り入れながら、段階的に取り組んでいく。また、情報システムのユーザーとなる納税者のニーズを重視した検討を行っていく。

# 規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）

## II 分野別実施事項

### 5. 投資等分野

#### (2) 個別実施事項

##### ① 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化

###### 1. 所得税に係る年末調整手続の電子化の推進

【平成29年度検討・結論】

ICTの一層の活用等により、被用者・雇用者を含めた社会全体のコストを削減する観点から、電磁的な方法による年末調整関係書類の提出を原則全て可能とすることについて、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。

その際、被用者が電磁的に交付された控除証明書を活用して簡便に控除申告書を作成し、雇用者に提供することができる仕組みの構築についても検討し、結論を得る。

また、年末調整全体のプロセスの更なる合理化を図る観点から、

- 雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除の控除申告書等について、事業者内における被用者から雇用者への控除申告書の提出手続の簡素化を図るとともに、
- 今後、マイナポータルと関連事業者や雇用者との間で効率的に情報の連携を行う仕組みの整備及び必要な法制上の措置を前提として、保険料控除・住宅ローン控除といった各種控除に係る情報をマイナポータルに通知し、当該情報を控除の証明書として活用する枠組み等を検討すること、

などについて、その可能性及び方策を、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。

## 確定申告・年末調整手続の電子化の方向性

- 規制改革実施計画を踏まえ、確定申告・年末調整手続の電子化を推進。具体的には、控除関係機関→個人→税務署・雇用主という情報の流れが基本的に電磁的方法で完結する仕組みを目指す。

(参考) こうした仕組みに寄与する観点から、年末調整手続において、被用者が、控除関係機関（保険会社・銀行等）から電子的に交付された証明書（保険料控除証明書や住宅ローン控除に係る残高証明書）を用いて簡便・正確に控除申告書を作成し、雇用主に対して電子的に提出することを可能とする仕組みを国税庁において構築・提供予定。



## 医療費控除申告の電子化

- 医療費控除については、平成19年度税制改正により、納税者利便等の観点から、電子申告(e-Tax)の場合には領収書の添付省略が認められていた。
- 平成29年度税制改正においては、医療機関からの領収書に代えて、医療費等の明細書(各保険者から提供される医療費通知等)の提出を求める仕組みとしたところ。その結果、納税者は、各保険者から提供される医療費通知データを用いて、e-Taxにより電子申告することが可能となった。

厚生労働省資料

### 2. 医療費通知を活用して医療費控除の電子申告をする場合の流れ(イメージ)

平成29年分の電子申告(平成30年1月～)については、被保険者が、被保険者向けWebサイトにログインし、被保険者端末へ医療費通知をダウンロードした後、e-Taxへ医療費通知をアップロードする方式となります。

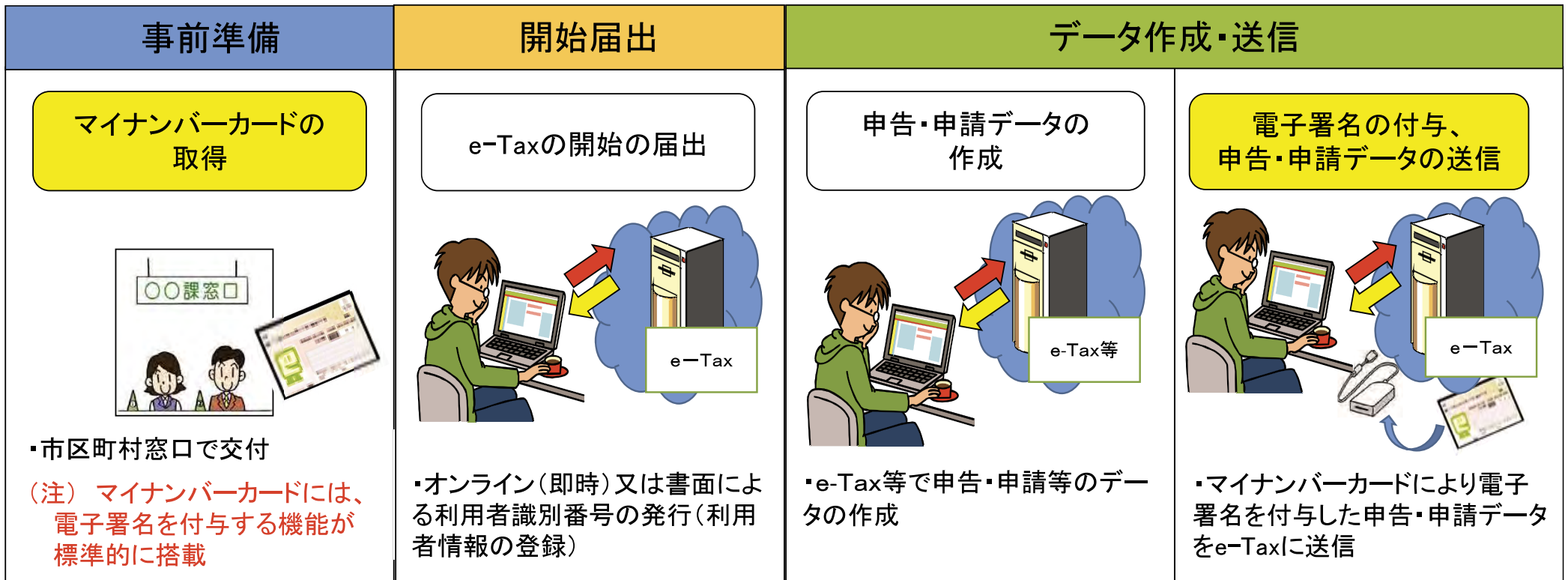




# e-Taxによる申告・申請等の手続の流れ(現行)(イメージ)

黄色部分 … 電子署名のために必要な作業

(注) 電子署名とは、作成者や改ざんの有無が明確になりにくい電子文書の欠点を補い、暗号化技術を用いて、「誰が作成した電子文書か」及び「改ざんが行われていないか」を確認できる仕組み。(書面手続における署名・押印に相当。)



※ マイナンバーカードには、①電子署名用の電子証明書、②利用者確認用の電子証明書が搭載されている。①は、電子署名(上記注のとおり、書面手続における署名・押印に相当)を付与する際に利用され、②は、e-Taxやマイナポータルログイン時の本人確認手段として利用される。

※ マイナンバーカードの電子証明書情報をパソコンで読み込むには、市販のICカードリーダーが必要。